

取引停止措置の概要

- 1 取引停止措置業者名
所在地及び取引停止措置期間

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ
東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
2025年9月16日～2025年11月15日(2か月)
- 2 取引停止措置の範囲

首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。
- 4 取引停止措置理由

「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2第4号(独占禁止法違反行為)

〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方をして不適當であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2か月以上9か月以内